

相武台周辺地域小・中学校の 学習環境のあり方検討協議会 ニュース

令和5年6月発行
相武台周辺地域小・中学校の
学習環境のあり方検討協議会

第8号

第12回検討協議会 結果報告

指定変更許可区域の検討について

令和5年4月27日（木）に、第12回相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会（以下、検討協議会）を開催し、指定変更許可区域の検討について、今後の進め方の概ねの方向性を決定しました。



【4/27 検討協議会の一場面】

指定変更許可区域※（案） ※指定変更許可区域についての説明は裏面をご覧ください

あくまでも現時点での（案）になるため、設定が決まっているわけではありません。
今後も、継続した検討協議会での話し合いや、保護者の皆様からの意見も伺いながら決めていきます。

指定変更許可区域（案）

新磯野4丁目1番～8番9号
新磯野5丁目

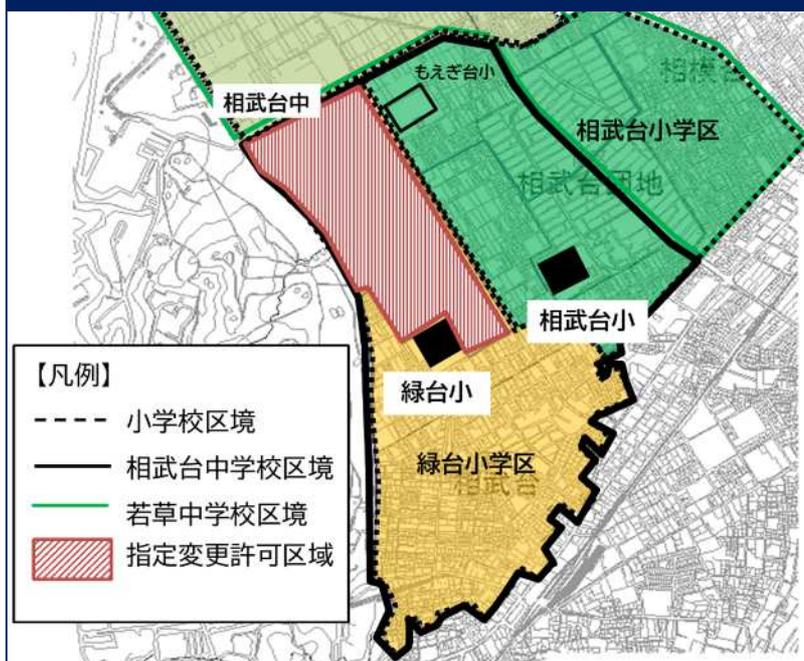
現在	
指定校	変更校
もえぎ台小	—



再編後	
指定校	変更校※
緑台小	相武台小

※再編後の変更校は指定変更許可区域が設定された場合のもの

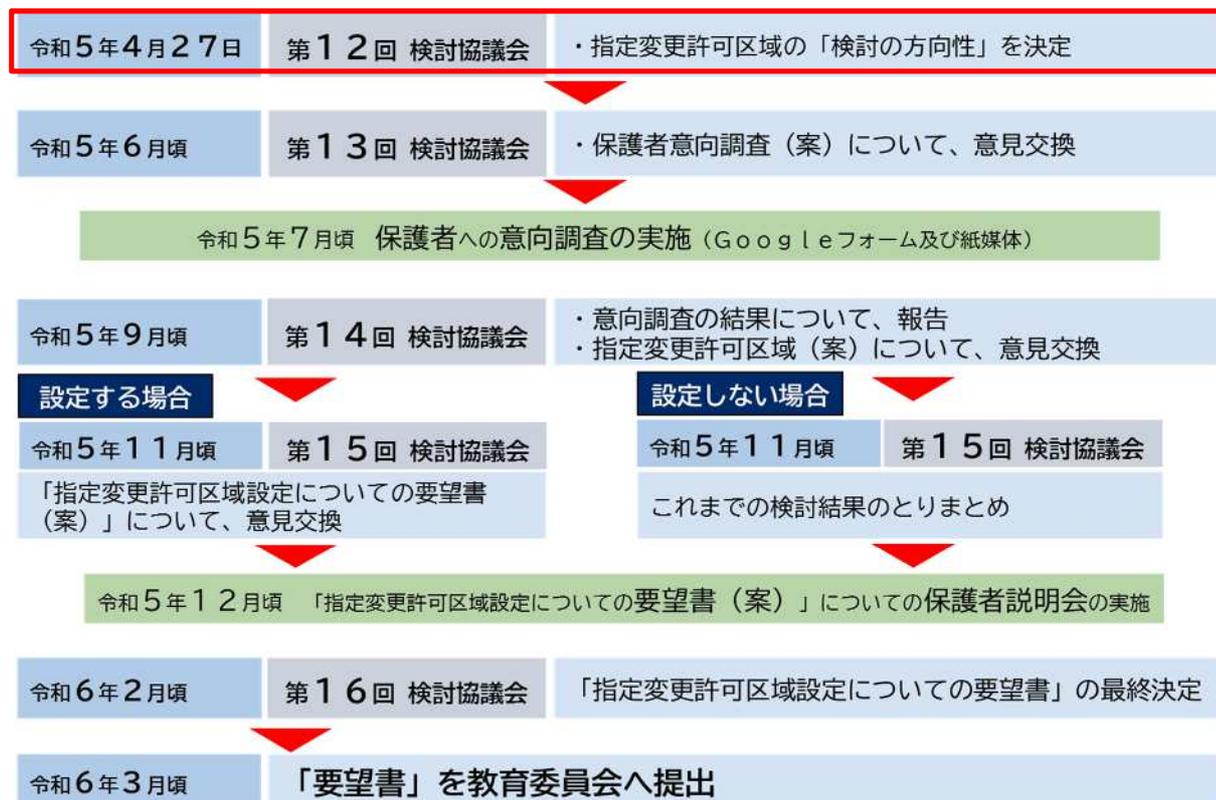
令和8年4月以降の通学区域



※カラー版は市ホームページや裏面の二次元コードからもご覧いただけます。

指定変更許可区域の検討スケジュール（予定）

現在です。



※ あくまでも現時点での予定です。検討の進み具合によって時期は前後します。

指定変更許可区域について

相模原市では、住民登録地に基づき通学する小・中学校等を指定しており、この指定された学校へ就学することを原則としています。
 なお、学区については、地理的な状況や行政区域、自治会などの活動といった地域実態を勘案した上で、決定したものです。

指定変更許可区域とは

「指定された学校（指定校）」とは「別の学校（変更校）」へ変更することができる区域

【懸念事項】

市内に既にある「指定変更許可区域」では、変更校への通学は学区外通学扱いとなっています。そのため、校外委員等で決めている通学路や登校班への編入がされず、児童の通学には保護者の送迎を必要とすることや、登下校時の見守り活動等の地域と学校で連携している取組等の地域活動に影響が出ることが考えられます。

➡ ただし、今回の学校再編は前例のない取組でもあるため、通学路や登校班の取り扱いについては、各学校のPTAと調整をしていくことになります。

これまでの検討経過や検討協議会ニュースのバックナンバーは次の方法でご確認いただけます。

- 1（市ホームページ）右記の二次元コードからも該当ページへアクセスできます。
- 2（配架）①市の行政資料コーナー、②相武台公民館、③関係小・中学校



【市HP】

事務局（お問合せ先）相模原市教育委員会 教育局 学務課
 電話(直通)042-769-8282